



はい！こちら消費生活センターです

訪問購入にご注意！ ～訪問購入のトラブル増加～

全国の消費生活センター等には「訪問購入」に関する相談が依然として多く寄せられ(60歳以上の割合が全体の8割近く)、ここ数年増加しています。本センターにも「急に不用品を買い取るという業者が自宅にきた、その後同じ業者かわからないが、電話で訪問買取の約束をしてしまった。不安」との相談が寄せられています。下記の事例などを参考にしてください。

事例:①困っている人の役に立つと言われ訪問を承諾したが、とにかく家に上がろうとする②断ってもしつこく勧誘され、長く話し込んで個人情報話を話してしまった③皿だけのはずが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった④クーリング・オフ後返品してもらったが、指輪が2つ足りない

問題点:○電話であの手この手で来訪の承諾を得ようとする○購入業者名やどの種類の物品について訪問購入の勧誘をするか告げていない○物品名や価格を具体的に記載した書面を渡されない○購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう○消費者はクーリング・オフ期間中、物品の引渡しを拒むことができることを伝えていない

対策:◎突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう②買取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう③購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう④クーリング・オフ期間内は購入業者に物品の引渡しを拒むことができます
トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

相楽消費生活センターは

4月28日より京都府木津総合庁舎に仮移転しました

(住所:木津川市木津上戸18番地1)

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ(電話又は来所)

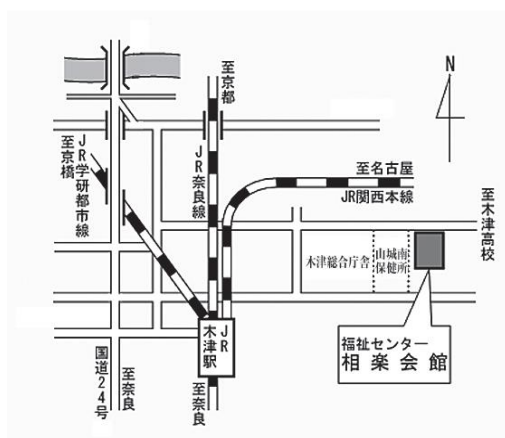
☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188(いやや!)番もご利用ください。

相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時



相談すれば 楽になる